

総務委員会記録（速報版）

令和7年6月11日開催

付議事件

1 陳情第8号 再度、新庁舎敷地内に「府中市平和都市宣言モニュメント」設置を求める陳情

○秋山としゆき委員長 付議事件1、陳情第8号 再度、新庁舎敷地内に「府中市平和都市宣言モニュメント」設置を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。

○二村善久議事課長 陳情人住所氏名は、府中市矢崎町4-7-1、前澤清さん、件名は、再度、新庁舎敷地内に「府中市平和都市宣言モニュメント」設置を求める陳情。

2023年9月府中市議会に提出しました「10周年を記念して建立されたブロンズ像」を新庁舎敷地内に再建する陳情が2023年9月20日の本会議で採択された旨の連絡を受けています。

しかし、2024年8月6日の「ふちゅう市議会だよりNo.321号」で市庁舎建設特別委員会が「旧市庁舎西玄関に設置されていたブロンズ像については、生前の作者の意向を踏まえ、公園のような場所への設置を希望するとの意見が遺族からあったため、新庁舎には設置しないこととした。」との記載が出ていました。

市庁舎建設特別委員会の内容を問い合わせたが、『府中市の担当部長と課長が千葉の遺族を訪問して、遺族の方の意向で新庁舎に設置せず、これから作る新公園に設置する。公園はこれから検討するので時期は答えられない。今後、庁舎内に設置はしない』との回答でした。話の様子から府中市から新庁舎に設置しないことの説明に千葉まで遺族を訪問したように受け止めました。

市議会として、ブロンズ像の制作遺族が府中市役所内の設置を望まず、公園に設置を強く望んだのか確認をしてください。遺族が新庁舎内の設置を拒絶していなければ、議会として新庁舎内に設置を推進して下さるよう陳情いたします。もし、遺族が公園に設置を希望したのなら、市民が多く利用する府中公園のしかるべき所に設置を議会として提言されるよう要請します。

また、庁舎やけやき通りに設置された像や絵画などの撤去について、府中市当局が遺族のコンタクトや設置要望を聞いて対処するのか、議会として市民の財産ですので撤去のものを再度活用されるよう善処をお願いします。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 陳情者の方はいらっしゃらないということですね。

○秋山としゆき委員長 はい。お見えになっていません。

○竹内祐子委員 分かりました。

この間の陳情に関しての質疑等も拝見していますと、市庁舎のほうには置かないというところの市の方針はあったわけですが、陳情の採択が行われて、方向性としては、庁舎にブロンズ像を再設置するということは、総意だったのかなと思います。

一方で、それを伝えるために、ブロンズ像の作者の御遺族に、そういった説明を求められて訪問されたのか、それとも、市の意向ですとか陳情の結果等を踏まえて、何か状況を説明しに行かれたのかということの、どういった経緯で遺族のところに行かれたのかを、まず教えていただきたいと思います。

もう一つ、構造的な問題というところは、拡張敷地については、追加設計の状況が今、どのようになっている、以前の答弁では、技術的には問題ないという確認が取れたんですけども、実際に調査はされているのかどうかということをお聞かせください。

市としては、庁舎はどのような機能を兼ね備えるかというところにおいては、総合的な、市民の方に利用していただくということが前提にあると思うんですけども、たくさんの方に集っていただく、ないしは、子供たちが親しみを持てるような場所にしていくという考えというのは、そもそも持っているのか。

この点について3点、お願いしたいと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 では、順次御質問にお答えさせていただきます。

1点目の今までの経緯というところでございますが、まず、「CONNECTION」を市庁舎の敷地から撤去する際に、作者である朝倉響子さんの御遺族に、市庁舎建設の担当者が訪問いたしまして、御説明をして御理解いただいた経緯がございます。

また、本市は、新庁舎には彫刻のような美術品は設置しないという方針を出しております。また、担当課としまして、「CONNECTION」の再設置について検討をしていた状況でございました。

その間で、「CONNECTION」を新庁舎に設置してほしいとの陳情が出され、議会で採択されましたことから、再設置についても御遺族の御意見を伺うために、訪問をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○小川侑太新庁舎建設推進室長補佐 続いて、2点目の御質問についてお答えいたします。

新庁舎の敷地内で、ブロンズ像の設置の技術的な部分で、可能かどうかというところにつきましては、新たに拡張敷地等で敷地が増えましたので、外構部分におきまして、技術的には設置することは不可能ではないということで捉えております。

しかしながら、現時点ではそちらの像につきまして、新庁舎に置くということでの市としての決定はしてございませんので、現時点で詳細な調査というところはしていないといった現状でございます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 お願いします。

○酒井康太新庁舎建設推進室長 続きまして、3点目の庁舎の機能、コンセプトというところになるかと思いますが、こちらにつきましては、新庁舎の基本理念といたしまして、市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎の実現を掲げております。

このようなことから、庁舎につきましては、子供たちのみならず市民の方に広く開かれ、また、人々の多彩な活動が生まれる庁舎として、市民の方に多く利用いただけるような考えの下、庁舎の建築のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。説明の経緯としては、撤去の際にも御説明をされているということなので、分かりました。

その後、再設置をするということになったので、再度説明しに行ったということなんですけれども、最初の撤去時の説明の際にも、庁舎には置かないということをお伝えになっていたのかどうか、その際には、御遺族の方に意向確認をしていたのかどうか、撤去時のときに、どうされていたのかということをお教えください。

調査は、構造的な部分に関して、外構部分は不可能ではないけれども、方針自体が設置をしないとなっているので、詳細設計については行っていないということは分かりました。この点については、再質問は特にないんですけども、できる限り、今後のことを考えて、想定しておいてほしいと思います。

3点目の基本理念、庁舎の持つコンセプト、機能というところについては、大人や子

供だけでなく広い様々な方に、庁舎が広く、また、多く利用されるということで、そういった機能を兼ね備えるものだということについても、基本理念を持っているということも再度、確認できたと思います。

なので、その点においては、皆さんと平和に対する願いを共有して、府中市の平和都市宣言としての形になっている平和のブロンズ像「CONNECTION」を庁舎に置くというのは、ふさわしい場所と考えられるのかなと思うんですけども、この間、ブロンズ像を置くにふさわしい場所を検討しておくということが、所管部のほうでも検討されてきたかと思うんですけども、現状はどうか、公園というところをこの間は考えていらっしゃるということだったんですけども、具体的な検討状況があるのかどうかについて、教えていただけたらと思います。

ちょっと追加なんですけれども、最後の陳情のところでは、過去に撤去された像や絵画などについての管理状況ということも知らせてほしいということがありますので、それらについてはどのように今、管理、保存、また、再設置等をされているのかということ、分かる範囲で教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。お願いします。

○小川侑太新庁舎建設推進室長補佐 1点目の、新庁舎建設のほうで御遺族に御説明に行った最初の経緯というところでございますが、当時は旧庁舎の西庁舎のところに、こちらのブロンズ像が設置されておりましたが、埋蔵文化財の調査を実施するに当たりまして、ブロンズ像の撤去というところが必要となったことを踏まえまして、当時、御遺族の方に、ブロンズ像を撤去し、市有地にて保管するというところで御説明をして、御了承いただいたといった経緯がございます。

以上でございます。（「説明はしていないんですか。再設置しないということは、それで」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。

その時点におきましては、設置をどこにするということでの御説明はしておりませんので、継続して検討しているということをお伝えしているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 次に、ブロンズ像の設置についてのふさわしい場所というところの検討でございますけれども、所管部の希望としましては、府中基地跡地に、歴史的背景から、平和をテーマにした公園を設置したいという内部の意向を持っていることを聞いておりますので、公園が設置されれば、そこにこういった平和の像を設置することが、本市の平和啓発においても望ましいのではないかと考えているところでございます。

現在の「CONNECTION」の管理状況でございますけれども、現在は、小柳町にございます旧現業事務所の敷地内に保管をしております。そして、市庁舎から撤去したときに、美術品の設置を行っている専門業者に相談をいたしまして、木枠の中に入れて保管をしているという状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○小川侑太新庁舎建設推進室長補佐 今回の「CONNECTION」の像以外の旧庁舎にあった美術品の保管状況というところでございますが、旧庁舎につきましては、あとの作品としては50点ございまして、そのうち10点を美術館等に移設をしております、13点を現業事務所等で保存、また、27点を業者の買取り等により処分をしているといった状況でございます。

こちらの現業事務所等で保存しているものにつきましては、作品の劣化が生じないよう養生等を設置するなどして、現状は保存しているといった状況でございます。

以上でございます。

- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。
- 竹内祐子委員 分かりました。撤去時には、庁舎に設置するとかそういったことについては特段、説明はなかったということについては分かりました。
- それで、現在の管理状況についても、その他の庁舎に設置されていた作品等についての状況についても分かりました。
- 今後のブロンズ像を設置するについては、市の計画の意向に沿って現状は進んでいるというところについても分かりましたけれども、一旦、それについて、質問については分かりました。
- 後ほど、ちょっと意見させていただくので、質問は以上です。
- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。にしみや委員。
- にしみや幸一委員 本来、監査ですので、あまり発言をするのは好ましくない。承知しているんですが、一応、事実経過だけを、判断に当たって確認をさせていただきたいんです。
- 今、竹内委員からも、御遺族の方に対しての説明の部分がありましたが、私のほうで確認をしたいのは、「CONNECTION」という、朝倉響子さんが作られて、その作品について、御遺族はどういう扱いを望まれたのか、そして、その扱い方について、例えば市のほうで、こうしたのはいかがでしょうかと、要するに投げかけたのか、あるいは御遺族のほうから、そういう御意向が示されたのかといったような、説明をされたときの経緯の詳細、その内容について、つまびらかにできる範囲でお答えをいただきたい。その中身です。御意見ですね。
- そしてもう一つ、これはちょっと気になったんですが、遺族の訪問先は千葉となっておりますが、本当に千葉ですか。
- その2点です。
- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 御質問の遺族の方の見解でございますけれども、御遺族の方からは、市役所への再設置はないと思っていると、割合はつきりとおっしゃっておりました。
- また、「CONNECTION」は、公園のような緑のある場所がふさわしいと考えておきまして、作者ももし生きていれば、市役所への再設置は望まなかったと思うという発言もございました。
- また、市役所に訪れる人だけではなくて、公園のようなより多くの人が集まる場所に設置して、作品に触れてほしいという御要望もいただいております。そして、日本では美術品に触れる機会が少ないので、子供たちが美術品に親しめるような場所がよいということもいただいております。
- そして、御遺族のお住まいでございますけれども、千葉ではなくて東京都内でございます。
- 以上でございます。
- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。ほかに御発言はございますか。
- それでは、御意見のほうを承ります。（「質問でよろしいですか。恐れ入ります」と呼ぶ者あり）どうぞ。
- 西村 陸委員 よろしく願いいたします。
- 先ほど竹内委員の質疑の中で、旧庁舎にあった50点のアート作品の内訳を聞きまして、それを受けて一つだけ、参考までに伺いたいんですが、10点が美術館、それから、13点が現業事務所ということでした。
- 今回の「CONNECTION」に関しては現業事務所ということなんですが、朝倉響子さんの作品というところでの美術価値みたいなのところをいくと、美術館もあったかなと思うんですが、あえて現業事務所のほうに置かれた理由というか、背景というか、

あれば教えてください。

要するに、移設をすることを前提としているので現業事務所のほうになったのかどうか、そこについて教えていただきたいと思います。

次は、2点目として、1986年8月の平和都市宣言以来、10年ごとに節目で記念事業といますか、やられていると思います。調べると10周年、20周年、25周年、30周年とあるかと思うんですが、そこでの主な記念事業は、「CONNECTION」だけではないと思うんですが、記念事業を主なもので結構なので、教えていただければと思います。

それから、今回、このテーマに関しては3回目の陳情になるかと思うんですけれども、いろんな質疑の中で、私もどうなっているのかなと思ったことが、一小の石碑でしたか、たしか尋常小学校のときの場所があったという石碑と、それから、市民憲章の碑、あと、庁舎内にある消防団のまといのオブジェ、これというのは50点のアート作品とは別の位置づけだったのか、アート作品ではないということなのかどうか。

そうすると、恐らくそれは新庁舎につけるということだったと思うので、そういった石碑等を設計の段階で位置づけるといいますか、この位置にこうつけるみたいなものが、恐らく設計段階から、最初から決められていたのかどうか。

御答弁の中に、市庁舎も作品の一つであるという、たしか御答弁があったと思うんですけれども、その辺のアート作品と記念碑的なものとの扱いの違いというものを、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、三つ目になりますが、来年度は40周年に当たるかなと思うんです。そろそろ40周年だったと思うんですけれども、そこで、もし来年度だとすると、そろそろ予算編成の時期も迎えますので、まだ予算が決定していないと思いますので、担当課のほうで何か考えられていることが、今の段階でもし言えることがあれば、お聞かせください。

以上3点、お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 1点目の現業事務所に置かせていただいた理由でございますけれども、行き先もまだ決まっていない状況でございますので、美術館としてのコンセプトもございますので、一つの場所に置くということではなく、まず、一旦保管をするという考え方で、現業事務所に置かせていただいております。

次の御質問ですが、平和都市宣言をいたしましての記念事業でございますけれども、平成8年に10周年記念の事業をやらせていただきまして、今、話題となっております平和のモニュメントの制作がメインでありましたけれども、そのほかには、広島市の平和記念式典への市民派遣ですとか平和コンサート等々がございました。

また、平成18年には20周年がございまして、こちらは、記念の集い、それから、ヘルナルス区から講師を迎えた国際平和事業を行っております。

平成23年には25周年がございまして、こちらは平和コンサートと、あとは、記念誌「いまあの時代（とき）を伝えたい」というものを発行しております。

そして、平成28年度が30周年でございまして、こちらでは、記念式典と被爆アオギリ二世の記念植樹等を行っております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○小川侑太新庁舎建設推進室長補佐 続きまして、一小の石碑ですとか、まといの関係についてお答えいたします。

旧庁舎にございました、「府中小学校発祥之地」と記されました府中第一小学校の石碑、また、市民憲章の石碑につきましては、記念碑として旧庁舎に設置されていたもので、平成29年度の新庁舎の実設計完了時点におきまして、新庁舎の敷地東側の外構部に移設することを決定してございます。

また、消防団へのまといにつきましては、日本消防協会から特別表彰として消防団に対して授与された記念品でございまして、こちらは令和6年度に、所管する防災危機管

理課と協議の上、「おもや」の現在の場所に移設することを決定してございます。

続きまして、アートと記念碑等の違いというところでございますが、アートにつきましては様々な定義があると考えておりますが、一般的には、絵画であったり書画、また、彫刻等といった芸術性のある作品のものをアートと捉えておりまして、一小の石碑ですとか市民憲章、また、まとい等につきましては、記念事業として受理したもの、あくまでも記念品であったり、あるいは展示品といった取扱いとしまして、新庁舎の敷地内に設置するといった整理としてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 最後に、来年の平和都市宣言40周年に向けての事業の考え方でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、来年は40周年記念ということの節目の年に当たります。

現在、内容を詰めているところで、具体的なところはまだ詰め切れていないところでございますけれども、担当課といたしましては、この機会を捉えて、年間を通じて平和啓発事業を実施していきたい。そして市民の皆様にも、戦争と平和について改めて考えていただく機会を提供してまいりたいと考えております。

特に、太平洋戦争を実際に体験された方々が今、少なくなっている中で、戦争を過去の出来事とするのではなく、自分自身の現在や未来に深く関わる問題として捉えていただけるような、そのきっかけとなるような内容を取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○小川侑太新庁舎建設推進室長補佐 申し訳ございません。先ほどの2回目の答弁について、1点、修正のほうをお願いいたします。

先ほどの消防団へのまといの設置の経緯のところ、令和6年度に所管する防災危機管理課と協議をしたとお答えいたしました。正しくは令和4年度でございます。お呼びして訂正いたします。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。1点目の現業事務所の件は分かりました。一旦保管ということですね。

今の御答弁を聞いて、美術館に保管するものというのは、要するに美術館としてその後、展示も含めて、しっかり管理していくというものですので、恐らく、一旦保管ということで現業事務所と理解をいたしました。ありがとうございます。

2点目については、パブリックアート、アート作品と記念碑というのを明確に違いを位置づけて、記念碑のところについては、設計段階からそこに入れて検討してきたということですので、50点のアート作品とは別の扱いになっているということで、分かりました。時期についても分かりました。

3点目は、40周年の年間を通して、まだはっきりと明確になっていないですけれども、次世代につないでいくということで、コンセプトは分かりましたので、引き続きよろしくをお願いいたします。

質問に関しては以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御質問はございますか。御意見のほうも承ります。横田委員。

○横田 実委員 それでは、1点だけ質問させていただいて、その後、意見を言わせていただきます。

いろいろ委員のほうからの話が理解できました。私もこのときの総務委員会委員で、陳情に参加しておりました。令和5年9月7日に付託されて、委員会では賛成多数で採

採られ、そして、中日、本会議にかかりまして、これも賛成多数で陳情が採択された経緯は、私も存じております。

その中で、私は、皆さんの意見の部分で、意見はもういいんですけれども、一つだけ、今後の、先ほど来の話では、公園にという設置のお答えがあったと思います。

それで、管理状況なんですけれども、やっぱり物というのは、しっかり管理していないと当然、劣化したりする。それを公園にという部分があるんですけども、まだ全体的に、いつというのははっきり分からないというところというのは承知していますので、管理方法の部分に関して、現業事務所と言われると、正直言って、現業事務所はどこにあるの、防災ステーションにあるんですか、あと、こっちのプレハブのほうにあるんですかとかいう細かい質問をしたくないんですけれども、ただ、それができるまでの予算をつけながら、しっかり管理できる部分は、しっかりとできるんですかという質問と、その答えを聞いて意見を言わせていただきます。

1点だけ、お願いいたします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 先ほど、小柳町の現業事務所のほうに保管をしておりますという御回答をさせていただいたところでございますが、現在も、木枠に入れてビニールシートをかけて保管している状況でございますけれども、今年度予算におきまして、保守作業の委託料を頂いておりますので、そこでしっかりとメンテナンスをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 かしこまりました。予算をちゃんとつけて管理していくということなので、確認が取れたと思いますので、意見を言わせていただきます。

私自身は、先ほど来、西村委員が言っていたアート作品と、先ほど訂正があった消防団のまといに関しては、実際問題、平成4年に、私は本団の副団長としてもらいに行ったときに、もらってきました。そして、こういう形でもらったんだよというのは、平成4年に、ふるさとホールでちゃんと式典をやったというのは覚えております。

それはあくまで消防団は、全国にある消防団の中で、府中市が評価されてもらったものですので、やはり通常のアートとは違うという部分の中で、市が決断して、そこに置いていくという形を取ったんだと理解しております。

その中で、ブロンズ像のことにに関しては、前回もいろんな意見を言わせていただいて、私は、市の方向でこういう形になっているので陳情は不採択という形を取りましたけれども、今回も同じように、コンセプトは変わりませんので、しっかりと今後の部分を行政のほうでやっていただくことを条件に、この陳情は不採択を主張させていただきます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 まず、平和都市宣言の記念像については、平和の像については、彫刻だからアート作品というような市の解釈というところもあると思うんですけれども、そもそも平和都市宣言とともに設置されたという経緯を考えると、記念像として考えられるのかなと。

その点から、そもそも論になってしまうかもしれないんですけれども、再設置をしないと市のほうが決定したというところは、なぜそうってしまったのかと思います。

この間の取組の中で、構造上の問題のないことも確認をされていて、議会として陳情を採択したというところにおいては当然、その方向性で進んでいくのかなと私も思っていたんですけれども、再度、御遺族の方に説明されに行ったということについては、この間の経緯があるので納得はしました。

一方で、御遺族の方の考えとしては、公園のようなところとあるんですけれども、市役所自体の基本理念等も確認した中で、市役所というのは、人々が集う場所でもあるということも確認をしています。

「通り庭」を挟んで、「はなれ」ができるということですから、その場所は広場のよう、ある意味、公園のような場所にもなっていく今後のことも考えると、そこに設置することは、妥当性はあると思います。

今回、陳情が出されている中では、再設置を望むという要望を、私は採択を主張したいと思います。よろしくお願いします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 今回、3回目の陳情ということで、先ほども申し上げましたけれども、内容的に読ませていただくと、遺族のことがかなり中心にクローズアップされて書かれているんですが、個人的には、あまり遺族の方を巻き込みたくないというか、そこを挟んであまり議論したくないんですけれども、ただ、陳情が出ておりますので、意見を言わせていただきたいと思います。

3回目ですから、本当に強い思いが陳情者の方にはあるのかなと思います。どこに置きたいか、また、平和を重んじるという視点も含めて、その思いというのは本当に否定できないところがあるのかなと思います。そういう思いもあるし、いろんな意見があってしかるべきだと思いますので、否定はもちろんいたしません。

令和元年に最初の陳情を出されておまして、今、令和7年ですから、随分長きにわたってこのテーマが出てきているということなので、いろんな過去の質疑も読ませていただく中で、また、最初の陳情のときには私も委員でしたので、そのときも意見を言わせていただいておりますが、そもそも令和元年5月に、市のほうから新庁舎建設に伴う移転に係る基本方針が策定をされて、同年6月の第2回定例会、6月議会の、これは改選後、市議選後最初の議会だったと思いますが、市庁舎建設特別委員会、私が委員長をやらせていただいておりますが、ここで中間報告をされて、その基本方針の中で、パブリックアート作品は敷地内に設置しないといったことも含めた基本方針が、特に異議なく市議会として了承されたという経緯があるということが、まず大前提だと思います。

これは市として、また、市議会として、いろんな事業を進める上で、次のステップに進むために必要なプロセスであると理解をしています。当時の市議会は市の考えにオーケーを出しているということが、まずあるということです。

その上で、同年12月の第4回定例会で、今回と同じ陳情者の方から、新庁舎敷地内にモニュメント設置を求める陳情が出されて、採択が13、不採択が16で不採択となった。

続いて、さらに改選後の今のメンバーだと思いますけれども、令和5年の第3回定例会では、また2回目として、新庁舎敷地内に府中市平和都市宣言モニュメント設置を求める陳情が出されて、ここでは採択16、不採択13で採択となったということで、議会の出した答えというの、メンバーが替われば、また時間がたつと、こういうふうに変わってくるということを私は言いたいんですけれども、とにかく府中市として、市議会として、最初にこの基本方針を認めているということがまず大前提にあるということが1点目、それから、もう一つの視点として、アート作品と平和のシンボルの視点というのがあると思います。

今回は、先ほど、アート作品か記念碑かと言ったんですけど、このブロンズ像に関しては、アート作品でもあるんだけど記念碑的な要素もあるものですから、恐らく両方の視点でいろいろと意見が食い違うのかなと、聞いていて思ったところがあります。

今年は、朝倉響子さんの生誕100周年に当たるという佳節でもあります。先月には、台東区の上野の森美術館ギャラリーで朝倉響子展が開催されたばかりであります。私はちょっと見られなかったんですけど、台東区が非常に、お父さんの朝倉文夫さん、長女の摂さん、そして、次女の響子さんの親子の作品が寄贈されて所蔵されている、そういう意味から見ても、非常に大切にしていけるべき作品だと考えています。

私自身、クリエイターという視点から、新庁舎の「おもや」と「はなれ」というのは府中市の新たなシンボルという位置づけで、これ自体が一つの建築作品として、敷地内の空間も一体的にデザインされていると、過去の答弁からも理解をさせていただいてい

ます。

要するに、作品の中に、こういう力を放っている、また、別の作品を置かないという考えから、敷地内にパブリックアートを置かないようにするという考え方が、基本方針に反映されているのかなと、これは私なりの理解ですが、そのように考えています。

一方で、「CONNECTION」という作品は、平和都市宣言10周年記念事業として制作をされて、朝倉響子さんによるメモリアルかつシンボリックな作品として、存在感のある作品ということですので、後づけで、場所が空いたからそこに設置すればいいという単純な話ではないのかなと思います。

それぞれの作品性が大変高いので、モダンな建築作品とトラディショナルな彫刻作品との親和性という意味でも、非常に難しいのではないかと思います。お互いの作品にとってよくないのかなと思っています。

こういうものを設置する場合は、やはりメモリアル作品として、いわゆる記念碑的な扱いとして残して、一般的なパブリックアートとは別の位置づけにすることを最初に決めておいて、設計の中に織り込んでいけば、それぞれのそれなりの作品性を生かして共存させることもできなくはなかったと思いますけれども、そういうふうにはなっておりませんので、やはり後づけにしていくのは、御遺族の方がおっしゃるような意図もよく分かります。

そして三つ目は、設置場所です。「CONNECTION」は当初、府中公園に設置されるはずだったんですけれども、設置場所の周辺環境の整備費が高かったのか、そこでも賛否が分かれ、ちょうど同時期に、府中街道の拡幅に伴って市庁舎前のスペースが活用でき、コストも抑えられるということと、平和のシンボルが芸術性の高い作品ということから、市庁舎敷地内への設置に変更になったという経緯があると聞いています。

そもそもこの作品は、府中公園への設置を想定したことを踏まえると、市内の公園への移設は、決しておかしな話ではないのかなと思います。

記念的なもので言うと、30周年の記念樹、被爆アオギリ二世も、白糸台の掩体壕がある公園に植樹をされています。ブロンズ像も、当初のいきさつからすれば、府中公園もあると思いますし、また、市のほうでおっしゃっている、平和のシンボルという意味では、基地跡地もいいのかなと思います。個人的には、基地跡地かなと思っています。

基地跡地といえば、くしくも朝倉響子さんの彫刻作品は、市内にもう一つあって、それが「アンとミッシェル」という作品なんですけど、こちら若い女性がベンチに座って話をしている作品で、公園という設置環境の中で、うまく調和をしています。子供たちがそのベンチに座るとか、触れるとか、まさに作者がおっしゃっていたような状況がそこで生まれているんですね。美術館通りを挟んで二つの作品があるというのも、粋なのかなと思っています。

ここは設置を検討する場ではないので、移設場所にはそれなりの意味が必要かと思っておりますので、市役所に設置するかしないかで、平和を重視しているか否かをはかれるものではないのかなと思います。

平和都市宣言の記念事業として40周年を迎えるということなんですけれども、有形、無形、様々な形があったかと思いますが、これから将来に向けて、次の世代に受け継いでいくという意味において、彫刻のことももちろん大事なんですけど、やはり記録がすごく大事なかなと思っておりますので、これから、今までやってきたことをしっかりと記録をして、次につないでいくということも大事かと思っておりますので、ぜひ朝倉響子さんの作品の写真を、広報にあると聞きましたので、デジタルアーカイブ化していくということも要望したいと思います。

そして最後に、御親族のことです。作者の御親族の意思を中心にして何かを決定したわけではないと思います。先ほど一番最初に言いました、やはり市議会としての決定、ここが大前提にあるかと思っておりますので、それに基づいて、我々は考えていくべきだと思っております。あくまで御親族の意思というのは参考ですので、陳情内容にしても、委員

会審議にしても、あまり御親族を真ん中に置いて議論するのはやめたいかなと、この先は思います。

平和のシンボルである作品とその作者を真ん中に置いて、市役所への設置をめぐって、対立的にずっと議論が続いているというのが、何度も繰り返し議論を続けていくのは、それ自体が平和的でないんじゃないかなと思っています。作者も御親族も、そんなことを望んでいないのかなと思っています。

ですので、私としては、公園への設置ということを進めていただきたいなと思ひまして、本陳情には不採択を主張いたします。

長くなりました。すみません。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。にしみや委員。

○にしみや幸一委員 会派から出ているのは私だけですので、発言をさせていただきます。

意見ということで、先ほど横田委員、そして西村委員のお話にもあったように、この陳情は何度かこれまでも、大きな趣旨としては、府中市役所に設置をそのまま続けてほしいという趣旨がメインだと思うんですが、そうした関係の陳情が何回か出てきて、そこに対しての賛否が表れているというのは今、お話があったとおりで、我々の会派としても、もちろんそこに対して、より市役所のほうが望ましいと考える意見も我々のほうにございます。

ただ、今回の陳情に関しては、要するに陳情の趣旨が、今、西村委員のお話はもちろんあったんですが、やっぱり御遺族の意見のところについては、一つの大きなポイントになっている文面なんですよ。

そうしたときに、やはり私としては、先ほども確認させていただきましたけれども、御遺族の方を訪問した経緯について、果たしてこの陳情文が、陳情者の方のお考え、御認識のとおりだったかどうかということは、この陳情に関してはそこを見る必要があるかなと思って、それで先ほど確認をさせていただきました。

公園で、よりパブリックアートの形で、多くの市民の方、来訪者の方に触れてもらうことを望まれるということ、御遺族の方は主体的にお話しになったという経緯なんだろうなと思います。

そのところが現実問題として、この文面に即したときに、大変申し訳ないんですが、千葉か東京かというところの地名のことも含めて、果たしてこれが、陳情文のとおり経過であったかということは非常に引かかるわけです。それが一つです。

そしてもう一つは、二つ目として、市議会として、公園設置を望まれているかどうか、遺族の方に確認をしてほしい、そういう趣旨の文面があるんですが、これはやはり、実際に公園に置く、置かないという執行権の問題で、行政が聞くというのと議会が聞くというのは意味が違ってくる。議会がこれは聞くものではないだろうなと思います。

あくまでも議会というのは、今、様々な方の質疑の中で、市からお答えをいただきましたが、こうした市のお答えを踏まえて判断をするという立場ですので、そのところは、そういう意味で言っても、この文言でそのまま議会として対応するというのはちょっと違うのか、議会の役割として違うんじゃないかなと思います。

そして公園のほうで、もし市役所が難しければ府中公園というお話がありましたけれども、今、西村委員から、経緯はいろいろ御説明がありましたけれども、もし仮に、別に公園で置くとすれば、どこがいいかというのは、これはもう一度、しかるべき議論をした上で確定をするべきだと思いますし、私も実は調べさせてもらって、「アンとミッシェル」という朝倉響子さんの彫像が府中の森公園にあって、この朝倉響子さんの彫像を目的に府中の森公園に来られる方も結構いらっしゃるという記事、これはネットの記事なんですけど、そうしたものも拝見させてもらって、そうしたときに、私も、もちろん府中公園であってもいいかもしれませんが、府中の森公園周辺でまた設置するというのも、個人的には、一つの考えとしてあり得るのかなと思います。

これはいずれにしても今後、議論していく話になってくるとは思いますが、そういうふ

うに考えますが、府中の森公園という決め打ちをするのが今の時点で妥当かどうかということがございます。

以上3点からして、陳情文に即して考えさせていただくと、なかなかこの陳情の採択というのは、私としては判断しにくいところがございますので、この陳情に関しては不採択を主張させていただきます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。ゆうき副委員長。

○ゆうきりょう副委員長 自由クラブからは私だけですので、過去の、新庁舎内に平和のモニュメントを設置してほしいと、これは私も賛成をいたしました。

府中市の場合、平和首長会議にも積極的に参加をし、昨年はずいぶん府中市でもそういう会議が開催をされて、積極的な姿勢を示しておられた。平和都市宣言も、党派かかわりなく超党派で採択されたという意義もあり、そういう意味では、庁舎に府中市の平和都市のメッセージを発信していくということは大変意義があるのではないかと思います。過去の陳情にも賛成をいたしました。

したがって、陳情内容について、るる意見もありました。私としては、府中公園というところも、それはそれで一つのアイデアではないかなと思いました。

したがって、おおむねこの際、この陳情に賛同するという立場で、採択を主張いたします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

採択に御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山としゆき委員長 挙手少数であります。よって、陳情第8号は不採択にすべきものと決定いたしました。